

# 市民主権の公共図書館のために

木村隆美

## 一 広い社会のなかで

①—あたりまえのこと

「図書館で働いている人の給料はどこから出ているのですか？」

「図書館の本を買うお金はどこから出ているのですか？」

小学生からこう尋ねられた図書館のお姉さんは、即座に答えた。

「みなさんのお母さんやお父さんが市へ納めている税金から出ています。ですから、みなさんはもちろん、お父さんやお母さんにも、図書館をどんどん利用してくださいって、伝えてくださいね。」

この光景は、毎年の秋に恒例となっている、小学四年生の見学会のひとつまで

ある。このような質問に、「有能」な吏員ならば、「市会で決められた毎年の予算から支出しています。」と答えるところかもしれない。が、それは、市民と職員、市民と図書館資料との関係を隠す答弁だろう。また、考えてみれば、わたしも、かつて小学生の頃、消防署の見学に連れていかれたことがあったが、そのこの職員の給料の出所を誰かが尋ねたとか、職員の方が説明したとかという記憶は、とんとない。

つまり、図書館の見学会で、小学生から、そのような屈託のない質問が出るといふことは、それだけ警戒感がないといふことだろう。また、職員がそれに対して、市民と図書館との関係の原則をわか

りやすく答えている。この光景は、現在の公共図書館の在り様の一面を象徴しているのではないだろうか。

あたりまえのことだが、公共図書館は市民の力で支えられている、市民のための機関である。(願わくは、市民により運営される機関になってほしいと思っているが、それは後段で述べよう。)

②—ポストの数ほど図書館を

しかし、このような「市民の図書館」という考え方が定着してきたのは、日本では、そんなに古いことではない。

日本の「近代化」は、通常、明治年間から始まったとされているが、公共図書館の「近代化」は、それに遅れること百

- 一—広い社会のなかで
- 二—理論に絞ら込むと
- 三—やはり、「貸し出し」
- 四—簡単な検証
- 五—市民主権の公共図書館のために
- 六—おわりに

年、一九六〇年代から、という見方ができよう(注1)。

何をもって公共図書館の「近代化」のメルクマールとするかといえば、市民への資料提供機能を第一義としているかどうかということだろう。言いかえれば、図書館資料を、ただ保管しておくだけではなく「何でも、いつでも、どこでも、誰にでも」提供できる機能を備えているかどうか(注2)、また、この機能を十分に発揮するためのシステム(＝組織と制度と活動の有機的全体)が、有効に形成されているかどうか、ということでもある。そして、右のような要件を満たすためには、市民の誰もが、歩いて通える範囲に、気軽に立ち寄れる公共図書館が

在ることが必要である。「ポストの教ほど図書館を」というフレーズは、右のような近代公共図書館の理念とその実現のための手段を、端的に表現している。

#### ③—街の郵便局と比べると

例えば、日本の「近代化」とともに発達してきた「郵便事業」の国民の日常生活への浸透ぶりを考えてみよう。江戸時代までの「飛脚」が、明治初年からの何回かの制度改革を経て、「郵便」という全国的なシステムが形成されてきた。そして、今では、山間部等を除けば、どの街角にも、買物籠さげて、下駄履き姿で入れる「郵便局」がくまなく設置されている。また、それが無い所にも、タバコ屋さんやよろず屋さんには、日常よく使う葉書や切手が常備され、その近くには必ず、赤いポストが立っている。

この全国的システムの身近さ、手軽さが、子供にも親の葉書を出しに行くお手伝いを可能にできた。「郵便事業」と「図書館事業」を、一概に比較することはできないが、「近代化」という観点から日本の公共図書館の辿ってきた道筋を見極めるためには、一つの有効な実例になるだろう。

欧米では、殊にイギリスでは、「ポストの教ほど図書館がある」という状態だという(注3)。もちろん、行政制度が

異なるから簡単に比較はできない。しかし、イギリスでは、一般大衆が本を読む必要性と、その諸条件を地域社会が保証する必然性と、それら両者の結合を具体化する「街づくり」とが、「近代社会」を形成していく過程として実現されていくという歴史があった。

しかし、日本では、「ポストの教ほど図書館を」建てる必要があるという認識が一定の人達に広がった時には、既に、経済高度成長の真只中にあり、地価は狂騰し、いわゆる旧市街地の適地には、公共図書館を建てるためのスペースは無くなっていったのである。(街の住民が気軽に立ち寄れる特定郵便局の設置場所を想起してみると、その好条件と、それを可能にした歴史とが浮かんでくるだろう。もっとも、逆に言えば、いま時、高い土地代を支払ってまで、適地を図書館用に買収しようという行政当局が少ないということがあるが。)

#### ④—現代の文化・政治状況の中で

しかも、日本の公共図書館を取り巻く状況は、「本」を読むことがますます欠かせなくなる「文化の時代」と謳われながらも、一方では、「書を捨てよ、街へ出よう」というフレーズに象徴されるような、あるいは「軽薄短小」という、両極端の意識からの「脱・読書」志向と、

他方での「もはや図書形態は不経済だ、これからは、ニューメディアを大いに活用すべきだ」というような「ハイテク」志向とに挟撃されている(注4)。だから、日本の公共図書館は、図書館「先進国」が辿ったような「近代化」の道筋はとうてい歩み難くなっている。

それに加うるに、ここ数年の「行革」を錦の御旗にした、教育や福祉関係予算の削減がある。このような状況は、もちろん、公共図書館にとって好ましいものではない。市民の努力にもかかわらず、一部の、視野の狭い「行政マン」によって、公共図書館の発展の芽が摘み取られてしまふ、というような事態も生まれつつある。

この現在の日本の公共図書館が直面している困難は、ある意味では公共図書館内部から生まれてきた側面もあるもので、一朝一夕に克服できるものではない。しかし、その困難を克服し、飛躍するための基礎を形成する理論と展望は、是が非でも提示しなければならぬ。

#### 二——理論に絞り込むと

##### ①—なぜ、理論が市民に必要か

日本の公共図書館に関する理論といたとき、それらの基礎にあるのは、当然にも、「公共図書館とは何か」という認

識、考え方ということになる。

理論というと、なにかと小ムズカシくて、一般市民には関係ないと思われるかもしれない。しかし、ことは市民の日常生活に関わるのだから、ここは、じっくり考えてほしい。問題は、市民が公共図書館の政策の立案・実施の権限を持つということが、図書館の理論として妥当かどうか、可能かどうかということにかかっている。

公共図書館は「知的自由を保障する」「学習権を保障する」ために、資料提供を中心的な仕事として、その構造的基礎に「貸し出し」がある、とする従来の「理論」からは、市民主権の公共図書館という考え方は出てこない。なぜなら、その「理論」は、市民に対し公共図書館が権限と責任を持つ関係であり、市民が主体となる公共図書館の理論ではないからである。

##### ②—公共図書館とは何か

わたしは、公共図書館とは何かという問いへの答えは、図書館の資料と情報とを通して、文化活動の諸条件を市民と図書館員がともに創り出す社会的機関と考える(注5)。本質は、市民と図書館員との相互関係にある。いわゆる「貸し出し」や「資料提供」という機能は、図書館資料と情報を媒介とする文化活

動の諸条件のの一つである。

そして、当然ながら諸条件の中には、資料の収集、保存、また組織化された資料群をより利用されやすくするための目録類の作成・整備や、資料の配置・配列の工夫、ひいては、図書館相互による分担収集・保存、相互貸借等のための協力といったこと、また図書館資料の紹介のための展示や表示、子供のための「お話し会」や、作家をお招きしての講演会、あるいは読書会等、およそ「図書館の仕事」として考えられ得るすべてのことが入る。

そして、このとき最も重要な条件として、市民が公共図書館の政策の立案と実施の権限を持つという条件がある。この条件こそが、これからの日本の公共図書館を発展させる、最大の力となるはずである。この条件が加わることによって、一見、総花的に思われる諸条件が、その地域の市民の意志によって、優先順位や、強弱・濃淡が付けられ、生き生きとした公共図書館が生まれ、市民の生活に根付いていくはずである。

### ③—なぜ、従来の「理論」はダメか

文化活動の諸条件を市民と職員がともに創り出すという考え方を、いま一歩踏み込んで検討しておく。

この考え方は、現在、市民が自らの活

動の武器とし得る憲法・法令体系にも、

当然ながら位置付けられている。すなわち、日本国憲法の第一条の「基本的人権の不可侵性」、および第二十五条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を中心とする第三章「国民の権利及び義務」に、原則として立脚している。

しかし、この考え方は、同時に「知的自由の保障」や「学習権の保障」という考え方を批判するものでもある。批判する理由は二つある。一つは、日本の公共図書館の現実との関係において、いま一つは、公共図書館の歴史と在り方からいって、である。

### ④—「知的自由」は保障されていない

現実との関係ということとは、現在の公共図書館が、予算規模やサービス計画によって、何らかの資料「収集方針」に基づいた「蔵書構成」を持っている（持つべきだとされている）ことに関わる問題である。

この「蔵書構成」ということについては、「図書館が利用者の要求に合致した蔵書構成を形成するには、その館が自らの責任で作成した収集方針が公表され、利用者に十分認識されるとともに、承認されなければならない。」（注6）と書かれている。

ということとは、その図書館の「蔵書構

成」ないし「収集方針」に異論ないし異見を持つ人々にも、「知的自由」や「学習権」は「保障」されていることになるのだろうか。「社会からの批判と協力を得るようにつとめる」（注7）とも言われているが、万人が承認し得る「収集方針」や「蔵書構成」は、まず不可能であろう。

△そのような人々にも、リクエストの制度を通して、要求に応えることができるVということも、よく言われていることである。しかし、「我々がこれの一つの価値だと考えて選択する。その選択によって利用者の要求が影響されるといこと、これは非常に大事なことだと私は思っております。我々の選択と全く無関係に要求が出てくるものではありません。」と、前日野市立図書館長の前川氏も、経験を踏まえて力説している（注8）。

したがって、少なくとも、個々の公共図書館についてみれば、いかにリクエストの制度があっても、万人に対し、「知的自由」や「学習権」が保障されているわけではない。その公共図書館の利用者は、その公共図書館の蔵書構成に現れている、その公共図書館の「収集方針」や「価値観」に規制された選択を許されているというのが現実である。

### ⑤—公共図書館の方針と「自由」の矛盾

いま一つの、公共図書館の歴史と在り方からいうと、近代公共図書館は、利用者に対し、どのような「価値観」や「理念」をも押しつけてはならない、という教訓のうえに設置・運営されているのではないだろうか。少なくとも、日本の公共図書館は、四〇年以上も前の「図書館の戦争協力」という苦い経験から学ぶべきことはそこにあるはずだ。

このとき、戦前のような「思想善導」のための検閲や読書指導には反対だが、何か他の「理念」であれば、それを掲げて利用者働きかけることはよい、ということが言えるだろうか？ 逆に、或る種の「理念」が強烈であるがゆえに、例えば、極少数派の新興宗教の教義書などが、排除されることはないだろうか？

△いや、公共図書館は、あらゆる政治・宗教・社会的勢力から自由であり、また排除もしないVというとしても、先のような「収集方針」を持つ公共図書館自身が、一つの「社会的勢力」として一つの価値体系を利用者に提示しているという、自己矛盾を起しているのではないだろうか？

### ⑥—現代公共図書館と「自由」

知的自由、学習権の保障と言うとき、それは、本来的に、無制限なものではない、その理念に反する。しかし、公共

図書館は、予算的に、スペース的に、そして何よりも職員意識による制約を受けている。それは、公共図書館が社会的なシステムであるため、本来的に受ける制約である。にもかかわらず、公共図書館により、「知的自由」や「学習権」が保障できる(できるようにしよう)、という「理念」を掲げることは、明らかな虚偽である。

近代公共図書館が、それ以前の、貴族や僧侶など特権身分の者にしか利用させなかった「図書館」とは異なり、原則として、誰でも無料で利用できる機関になったことは、確かに、近代民主主義の理念を体現する出来事であった。しかし、現代においては、自由や権利は、「近代民主主義」によって前提的に与えられてはいない。生活、労働、社会的活動、政治的活動等すべてを含む文化的活動によって、「自由」や「権利」は、どのようになってもその内容が変質させられるものになっている。言い換えれば、「自由」の名のもとに、特定の「考え方」に方向付けされる危険も常に存在している。

### ① 現代公共図書館ができること

公共図書館が収集して利用者の前に公開できるものは、社会に存在している、あらゆる書籍、雑誌、新聞、および可能な図書館資料のなかの、ほんの一部で

しかない。しかも、それらは「カオス」のまま呈示されるのではなく、その公共図書館の意志によって、あらかじめ「組織」化されている。いかにリクエスト制度があるにしても、それを以て、「知的自由の保障」というのは、あまりにおこがましいであろう。決められた枠内での「選択の自由」は、「自由」という言葉によって、既に決められた枠内に押しこめておくことを覆い隠すものである。

したがって、現代の公共図書館は、むしろそのことをこそ利用者に見せざる努力が必要なのではないだろうか。自由が保障されているのではなく、既に「不自由な枠」が与えられざるを得ないということの共通認識が発点になるのではないだろうか。

だからこそ、現代公共図書館がなすべきことは、文化活動の諸条件を市民と図書館員とがともに創り出すことなのだ。そして、《諸条件》の内容については、図書館のみに関わらず、広く文化全般に関わる市民の主体的力量の発展に期待を託す勇気が求められている。理念にしても、実態にしても、社会的存在である市民と図書館員の相互関係により、社会的に形成されるのである。両者の力量の高まりに依拠して、「不自由な枠」の不自由さを弱めていく活動の必要——現代公共図書館は、まさに、このようなど

ころに位置しているのである。

### 三——やはり、「貸し出し」

では、図書館の基本的機能・構造的基礎とされ、先の「理念」と表裏一体となっている「貸し出し」について考えてみよう(注9)。

#### ① 「貸し出し」は重要だ

一方では、「あれでは、貸し本屋と同じだ」という非難が根強くあり、他方では、千葉県のU図書館では、人口一人当たり年間一〇冊以上の「貸し出し」を日本ですべて達成するという「快挙」を成し遂げたとか、国民一人当たり一・五冊の「貸し出し」を達成するまでは、図書館サービスの質か量かというような議論はやめよう、というような言われ方もされてきた。

確かに、「貸し出し」は従来の公共図書館のサービスの中で、特別重要な位置を占めてきた。「貸し出し」が、日本の公共図書館の「近代化」を推進するうえで、大きな役割を果たしたことは、まぎれもない事実である。

かつて、公共図書館が、市民を遠ざけ市民から敬遠されていた状況が、「貸し出し」を最重点に置く運営によって、根本的に変革された。従来の「貸し出し」

理論は、この事実の承認と、その一層の普及を主張してきた。

#### ② 「貸し出し」の意味は未解明だ

しかし、では、その事実の持つ意味の解明は十分になされてきたのだろうか。「貸し出し」が、何故、そのような役割を果たし得たのか? 何故、極めて重要なのか? という認識について、従来の「理論」は、決定的に誤解してきたのではないだろうか。

こう言うと、A「貸し出し」に重点を置いたために、閲覧という形では時間がなく公共図書館を利用できなかった人も利用できるようになり、公共図書館は真に市民のものになった。この事実、この解明以上に何が必要なのか? という疑問を持つ人も、今は、多いと思う。確かに、「貸し出し」という形は、資料提供できる対象者を飛躍的に増大させた。確かに、公共図書館を一部の利用者ものから、市民のものへ飛躍させた。では、ここが肝心なのだが、その「貸し出し」が、資料提供できる対象者を広げ得たということと、その「貸し出し」が公共図書館の機能の構造的基礎になっている、ということとは、全く次元が異なる。そして、この異なる両者を関係付ける理論的解明は、従来、なされてこなかった、ということをおわたりは言っているのだ。

この点については、すでに渋谷嘉彦氏が指摘していることである(注10)。

### ③「貸し出し」という経験

公共図書館の資料の「貸し出し」は、その機能からみれば、閲覧やレファレンスと同じく、資料提供の諸形態の一つにすぎない。「貸し出し」が、他の、閲覧やレファレンスにも増して重要だとか、その逆に、レファレンスの方が重要だとかいうことを、資料提供の機能面から導くことのできる正当な理由はない。

にもかかわらず、「貸し出し」こそ資料提供の本質であるなどと吹聴されたことから、「貸し出し」冊数を以て図書館活動の良し悪しを判断する「指標」にするとか、またその逆に、一定の「貸し出し」冊数さえあれば、職員構成や、他の機能と連繋したサービスなど切り捨ててしまわない、という行政姿勢が生まれたりする、という極めて有害な状況が生まれてさえいる。

しかし、「貸し出し」が、日本の公共図書館を「近代化」させるための手段であって、その主要な使命は既に果たしたと考えることも間違っている。

毎日の仕事として「貸し出し」を担っている公共図書館員の側でも、また、それを受ける市民の側でも、資料の「貸し出し」には単に「手段」以上の何かがある

ると実感している(注11)。この実感があらかぎり、「貸し出し」の位置付けが「行き過ぎ」で、異常な事態を招いたこともあったが、やはり「貸し出し」は重要だという認識自体は、図書館員から市民からも失われることはないだろう。だからこそ、「貸し出し」の本来の意味を正確に把握し、図書館員と市民とで共有しておく必要があるのである。

### ④「貸し出し」は存立基盤だ

「貸し出し」は、公共図書館の本質的機能なのではなく、公共図書館の存立を支えている基盤である。公共図書館の存立基盤とは、市民と公共図書館との相互信頼関係である。この相互信頼関係があるからこそ、利用者は、何に気がねすることなく、読書相談やリクエスト、レファレンスを行うことができる(注12)。このようにして「貸し出し」とは予約制度、資料相談を含んだ図書館活動の基礎構造であるという実践から導かれた把握が、理論的に基礎付けられる。つまり、「貸し出し」が十分行われることによって、レファレンスの要求が生まれ、拡大する(注13)という説明は、依然として「経験則」の水準であり、「貸し出し」が、何を以てレファレンスを引き出し、拡大させるかを理論的には説明してはいないわけである。

### ⑤「貸す」と相互信頼

そもそも、「貸す」という行為は、私的所有が一般化していなければ、発生しないものである。或るモノを、所有権は移転させずに、その使用権は、他人に供与するという行為である。その人の使用が終われば、当然、もとの所有者に返還される。したがって、この社会で、モノの貸し借りをすることは、「信用」関係の発生ということになる。私的所有によってそれを占有できる者が限定されているとき、より多数の人々の使用を可能にするという矛盾の解決法として、「貸す」という行為がある。この行為により、両者は、信用関係を形成することになる。

ただし、公共図書館の場合には、図書館資料は私的に所有されているのではない。「市の財産」という規定になっているが、冒頭でも触れたように、本来、それは市民の「共有」物である。しかし、所有者(ないし所有の管理者)が限定されているため、より多数の市民に利用されるるときは、「貸す」という外見をとることになる。市民が、その共有財産の管理を付託した公共図書館から、自分もその共有者の一人であるにもかかわらず、それを使用する場合には、「借りる」という外見に覆われる。

しかし、例えば、金融等では、貸借関係を持つ両者は対等でないから、借り手は、利子ないし使用料を、貸し手に支払う。しかし、公共図書館においては、その設立、運営、資料購入等が、原則として市民の税金でまかなわれている。だからこそ、市民が図書館資料を利用するに於いて、公共図書館と市民とは対等の関係にあり、「使用料」等の対価は、一切支払う義務がない。

### ⑥「貸し出し」と貸し出し「冊数」

したがって、言い換えれば、「貸し出し」は、公共図書館が市民に対し、相互に対等な信頼関係を結ぼうと、働きかける行為なのである。「貸し出し」によって、公共図書館と市民との相互信頼関係が、現実のものになる。この関係こそ、公共図書館を市民のためのものにさせ、市民に利用されることを追求させる原動力になることは、言うまでもない。

だからこそ、「貸し出し」は、その機能面においては、資料提供という、閲覧やレファレンスと同等の意味を持つにすぎない行為であるが、その本来的な関係においては、市民と公共図書館との関係の原則を日々実証する行為であるということにおいて、特別の意味を持っていたのである。

この意味に気付いてみれば、「貸し出し」に重点を置くといっても、それは、

貸し出し「冊数」を重視することとは、あまり関係が無いことが理解できるだろう。すなわち、公共図書館と何人の市民との間に、現実的な信頼関係が形成されているかを知るのに、「貸し出し」利用者数に意味を見出すことはできる。しかし、貸し出し「冊数」を「指標」視することは、「銀行から借りられる金額の大小」を以て、その人の「人格」を判断するようなものであろう。言わば、同じ「市民」という訳語も充てられる言葉である、「シテイズン」と「ブルジョア」とが持つ意味の差ほどに、「貸し出し」と貸し出し「冊数」には、その意味に差がある。

#### 四——簡単な検証

ところで、ここまでわたしが述べてきたことは、「理論」のための理論ではない。現実役に役立つためである。従来「理論」を批判して「公共図書館とは何か」、「貸し出しとは何か」を提示した拙論を、例えば、左のような問題に応用してみてほしい。

☆小さくて、本も少ない公共図書館であっても、街の「貸し本屋」とは根本的に、現実的に違うのは何故か？

☆公共図書館員が、資料の選択（および

び廃棄）のときに当面する、「利用者の要求」と「館の方針」と「知的自由の保障」という、三つの異なる基準の矛盾をどう考えるか？

☆市民ニーズを無視する図書館当局が存在する場合、市民と図書館員はどうすればよいか？

☆行政の中で、公共図書館は、なぜ、異端視されているか？

以上四つの問いは、アトランダムに挙げたもので、まだまだ色々挙がると思う。また、四つの問いについての回答は、すでに本論で述べられているが、四つ目の問いについては補足しておこう。

だいぶ昔は、公共図書館という、行政の中では、「左遷」のためのポストだったらしい。往古は知らず、現在でも、行政の中で、また他職場から見ても、公共図書館は、「異端」の雰囲気放つものと感ぜられているらしい。

その理由は、様々あるだろうが、わたしは、その根本には、公共図書館が市民と相互信頼関係で結ばれているからだと思う。いかに行政が、「市民のニーズに応える」といっても、それが「お役所」のする仕事であるという感覚は抜けていないだろう。それは、そういう意識を生むだけの実態があるからだ。

しかし、こと公共図書館に関しては、

「貸し出し」によって、単なる「行政」的關係以上の関係が生まれている。その基礎の上に職員意識、行動も形成されている。「お役所」にしてみれば、公共図書館が「異端」に見える所以である。以上、要するに、公共図書館は住民自治、地域分権の最先端に位置しているということである。現在のこの地点から、どこへ歩みを進めるかは、市民と図書館員双方の意志にかかっている。

#### 五——市民主権の公共図書館のために

さて、公共図書館に関する従来の理論の混乱を、右のように整理してみると、このとき、市民の生活に根差した公共図書館への熱い想いを、どのように叶えたいのか、という課題に希望が見えてくる。

それは、ある意味では簡単にできる。既に触れたように、市民のための図書館を、さらに、政策の立案・実施の権限を市民が把握する図書館に発展させればよいのである。それが、そう「簡単」ではないように思えると思えば、従来からの、さまざま「しがらみ」のためではないだろうか。ならば、この簡単な理屈に気付くために、古い「しがらみ」を洗い落とさなければならぬ。

#### ①——市民主権の公共図書館とは

「貸し出し」によって公共図書館が市民のものになったということは、既にみてきた通りである。しかし、公共図書館の政策の立案・実施については、依然として「お役所」にお任せしている（注14）。だから、そういう現状では、市民の要求に応えようとしない図書館当局が居座っている場合には、公共図書館の発展はいかんともしがたい。だから、この問題を根本から解決するためには、図書館政策の企画・立案・実施の権限の市民への委譲の追求が要請されているのではないだろうか。

もちろん、そのような行政の根本的な転換は、一公共図書館のみの問題ではない。その大前提として、行政が、地域・分権・自活・連帯社会（注15）へ向けて、大きく改革されていなければならぬ。

しかし、公共図書館に関わる運動レベルだけでも、そのような方向性を持つならば、より広範な市民のエネルギーを集らせる運動が可能になるだろう。

ここで、老婆心ながら、一言付け加えておこう。市民主権による公共図書館というのは、形式的に陥っている場合が多い。「図書館協議会」の活性化とか、あるいは、コミュニティー・センターの「地域

管理」とは、根本的に異なる点を、しっかり押さえてほしい、ということだ。

## 六——おわりに

公共図書館が、現在の地平から飛躍する足を引っぱっている、様々な「しがらみ」とは、公共図書館に関する従来の「理論」の誤りであり、それに影響されているであろう人々の意識であり、活動の習慣である。心ある人々によって、ここに展開されたわたしの試論が真剣に検討され、実践によって検証・批判され、より発展させられることを、切に願う次第である。

### △注▽

(1) 一九六三年の『中小都市における公共図書館の運営』の発表、一九六五年の日野市立図書館の活動開始が、その具体例であろう。

(2) ただし、「何でも」と「いつでも」については、問題がある。「何でも」については、被差別部落解放運動からの鋭い問題提起があり、公共図書館側では、いくつか模索はされているが、未だ明確な対応はできていない。また「いつでも」についても、「祝日」「夜間」も開館した場合、「日曜」開館した場合、図書館員の生活条件・労働条

件をどう維持できるのか、難問が山積している。

(3) ケリー夫妻著『イギリスの公共図書館』原田勝・常盤繁共訳、東京大学出版会、一九八三年発行。

(4) 「書を捨てよ、街へ出よう」というのは、一九六〇年代末の高揚した文化状況のなかで、寺山修司が発表した戯曲のタイトル。また、その戯曲に関わりなく、例えば、図鑑で「セミ」を見て知り、パンにとまったハエを「セミだ、セミがいる」と言う幼児がいたり、駅名はすらすら暗唱できるほど「鉄道マニア」だけれど、電車に一人で乗れない子供とか、実践と遊離した「読書」の弊害を感じている人が増えているのは事実だ。

また、日大講師の角間隆氏によると、「最近の若者」は「軽薄短小が最高の価値観だと思いつ込んでいるものだから、ちよつとも重厚な感じで「活字の本」など読みふけていようものなら、たちまちのうちに、みんなで寄ってたかって、「わあっ、ネクラなやつ！」と言ってイジメ抜くことにならる。ゞそうだ（『新刊ニュース』一九八六年二月号より）

(5) 図書館の「定義」ないし「本質」規定は様々に言われている。が、それらに共通しているのは、「本質」は何ら

かの資料・情報の収集、保存、提供に關わることとし、その「働き」として、例えば「知る自由」「知的自由」「学習権」等々を「保障する」というように、「本質」と「機能」との分裂がみられる。そのような「哲学」的立場もあるが、それは、既に現代では、乗り越えられたパラダイムである。

(6) 図書館問題研究会編『図書館用語辞典』より「収集方針」の項から抜粋。

(7) 同右。なお「図書館の自由に関する宣言」の中の一節である。

(8) ライブラリー・アド・センター発行「本を選ばず第四号所収、特別講演「公共図書館の発展を支える理論とは」(於図書館問題研究会第一〇回理論集會・一九八四年)より抜粋。なお、この引用部分の文脈は、「図書館員の価値判断と住民の要求の矛盾をどう統一するか」という話で、図書館員が「選んだ本の中身によって利用者の要求が変わってくる」ことが肯定的に語られている。

(9) 「貸し出しとは予約制度、資料相談を含んだ図書館活動の基礎構造である」という見解がある(前出「図書館用語辞典」の「資料提供」の項より抜粋)。

(10) 「図書館奉仕——文献展望・一九七五〜一九七七」(『図書館学会年報』一九八〇年所収)において、渋谷氏は、

この課題に取り組んでいる。塩見氏と森崎氏の論文は、ともに「貸出し」が「図書館諸機能」のなかで「構造的優位性」を持つという解明にはなっていない、と批判している。

(11) 前出の前川氏講演、「貸出しを中心にする仕事をやっていって、一つ大事なことがわかったのは、貸出しをすることによって図書館が住民のものになるということですね。これは皆さんも十分おわかりのことだと思います。」

(12) このとき、優秀な図書館員は、利用者が何の気がねもなく本を借りたりレファレンスを受けられるのは、「図書館は利用者の秘密を守る」という「図書館の自由宣言」を掲げているからだと考えるかもしれない。しかし、「ニワトリとタマゴ」の話ではないが、「宣言」があるから図書館員は「利用者の秘密を守る」のではなく、互いの信頼関係の上でなされる資料に關わる行為だから、他に漏らさないと当然の義務なのだ。しかるに、例えば、警察権力等による不当な「調査」要求に屈してしまう図書館が、今なお存在するからこそ、そういう「宣言」の普及・徹底が説かれているのだ。

つまり、拙論では「図書館とは何か」という規定に、既に「利用者の秘密を守る」という関係は含まれている。

(13) 前出『図書館用語辞典』「資料提供」の項より抜粋。

(14) この意味でも、「横浜市に図書館をつくる住民運動連絡会」が、一九七九年と八〇年に、「わたしたちの望む横浜市の図書館」と「わたしたちの望む二十一世紀の横浜市の図書館」という横浜市の図書館行政に対する具体的提

言をなしてきたことは、それらの内容に若干の問題は含まれているものの、大きな意義を持っているといえよう。

(15) この△地域・分権・自活・連帯▽社会は、これからの日本および世界の在り方に対する総合的展望である。

本論全体に関わることであるが、公共図書館の発展は公共図書館のみの問

題として完結しているのではない。自治体の在り方および自治体労働者の主体的運動と深く関わっているし、また、世界の動向と関わっている。それら総てを本論のスペースに収めることは、わたしの力量からいって不可能である。したがって、それらに関心のある方々は、さらに拙著編『図書館運動

の新たな原理を求めて』(せきた書房、一九八三年発行)、および、この五月、「技術と人間」より発行予定の「ポスト情報資本主義へ向けて——△地域・分権・自活・連帯▽社会の理論と展望」(仮題)を御高覧いただければ、幸いである。

△教育委員会事務局鶴見図書館▽